

社会福祉法人北勝光生会「一般事業主行動計画」

1. 目的：職場の労働環境を整備することにより、職員がその能力を発揮し仕事と生活の調和を図り法人の活性を期待する。
2. 計画期間：令和4年7月1日～令和9年3月31日 5年間

<目標1> 年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。(継続)【次世代法】

- ① 法人内事業所及び職種ごとに各年度の年次有給取得状態を調査し、取得率（年5日以上）を組織的に実行する。
- ② 連続して取得できる労働環境を整備する。職員の希望を重視し、職場内での年次有給休暇を取得しやすい環境を整える。
- ③ 取得状況等を調査・比較・検討して、取得向上率を評価する。

<目標2> 所定外労働の実態を調査・把握・検討を実施し、ノー残業デイを設定する。(継続)【次世代法】

- ① 所定外労働の実態の把握
- ② ノー残業デイを各事業所ごとに設定し実施する。(勤務表の状況等による)

<目標3> リフレッシュ休暇制度の活用促進(継続)【次世代法】

- ① リフレッシュ休暇の実施。(3日～7日)

★目的

心身のリフレッシュによる職員の健康保持の増進、活性化および職員やその家族への慰労、職員の自己啓発の場の提供を目的として、今後の日常生活及び日々の業務に活力をもって望むことを目的とし、法人のイメージアップにも繋げていく。

勤続年数	付与日数	勤続年数	付与日数	勤続年数	付与日数
5年	3日	17年	5日	29・32	7日
8年	3日	20年	5日	35・38	
11年	3日	23年	5日	41	
14年	3日	26年	5日		

<目標4> 子どもの学校等に関わる行事等への参加、地域貢献活動、サークル活動、自己啓発、記念日等の多様な休暇制度を導入。【次世代法】

- ① 義務免除の範囲を多様化する。

<目標5> 管理職に占める女性労働者の割合を40%以上とする。【女性活躍推進法】

- ① 管理職の配置と役割を再検討し、管理職候補者への研修を実施し、管理職に占める女性労働者の割合を40%以上とする。

管理職の配置及び役割の再検討	令和4年7月1日～令和5年3月31日まで
管理職候補者への研修の実施	令和5年4月1日から
女性労働者の管理職登用	令和4年7月1日から